

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	市税の賦課及び収納事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、市税の賦課及び収納事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税の賦課及び収納事務
②事務の概要	四條畷市は、地方税法(昭和25年法律第226号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【市税の賦課及び収納に関する事務】 ①納税者からの申告情報等の受理又は調査による課税資料の取得及び収集事務 ②市税の賦課決定、更正、修正 ③課税収納情報の管理・照会事務 ④証明書等の交付事務 ⑤市税の還付に関する業務 (市税とは、個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税をいう。)
③システムの名称	住基システム、税務情報システム、法人市町村民税システム、申告受付支援システム、滞納整理システム、収納消込システム、課税資料イメージ管理サービス、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー、統合宛名システム及び地方税共通納税システム

2. 特定個人情報ファイル名

個人住民税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、固定資産税・都市計画税情報ファイル、法人市町村民税情報ファイル、収納情報ファイル、還付金口座登録ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表24の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条 2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	四條畷市役所 財務部税務課 四條畷市役所 田原支所
②所属長の役職名	税務課長、田原支所課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	四條畷市役所 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四條畷市役所 財務部 税務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報が含まれる書類については、保管場所が明確にされており紛失等の人為的ミスが発生するリスクは低いと考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報ファイルを取り扱っている機器はセキュリティワイヤーにより固定され、紙文書については、鍵付きのロッカーに保管されており、対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	住基システム、税務情報システム、法人市町村民税システム、申告受付支援システム、滞納整理システム、課税資料イメージ管理サービス、中間サーバー及び統合宛名システム	住基システム、税務情報システム、法人市町村民税システム、申告受付支援システム、滞納整理システム、課税資料イメージ管理サービス、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー及び統合宛名システム	事後	
平成29年3月31日	I 関連情報 1.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	2 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項 (2)別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第44条、第45条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条及び第59条	2 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項 (2)別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3	事後	
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	2015/5/20	2017/2/28	事後	
平成29年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	2015/5/20	2017/2/28	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	号)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(市税とは、個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税をいう。) 【個人住民税の賦課及び収納に関する事務】 ①納税者からの申告情報等の受理又は調査による課税資料の取得及び収集事務 ②個人住民税の賦課決定、更正、修正及び減免業務 ③課税情報の照会事務 ④納税義務者への個人住民税額通知業務 ⑤収納情報の管理事務 ⑥納税証明書の交付事務 【軽自動車税の賦課及び収納に関する事務】 ①納税者からの申告情報等の受理又は調査による課税資料の取得及び収集事務 ②軽自動車税の賦課決定、更正、修正及び減免業務 ③課税物件の管理、異動及び照会に関する事務 ④納税義務者への軽自動車税額通知業務 ⑤収納情報の管理事務 ⑥納税証明書の交付事務 【固定資産税・都市計画税の賦課及び収納に関する事務】 ①納税者からの申告情報等の受理又は調査による課税資料の取得及び収集事務 ②固定資産税・都市計画税の賦課、更正、修正及び減免業務 ③課税物件の照会及び回答に関する業務 ④納税義務者への通知業務 ⑤収納情報の管理事務 ⑥納税証明書の交付事務	四條畷市は、地方税法(昭和25年法律第226号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【市税の賦課及び収納に関する事務】 ①納税者からの申告情報等の受理又は調査による課税資料の取得及び収集事務 ②市税の賦課決定、更正、修正 ③課税収納情報の管理・照会事務 ④証明書等の交付事務 (市税とは、個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税をいう。)	事後	
平成30年12月28日	IIしきい値判断項目 1..対象人数	2017/2/28	2018/7/31	事後	
平成30年12月28日	IIしきい値判断項目 2..取扱者数	2017/2/28	2018/8/1	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	1 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二 27の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第20条 2 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117及び120の項 (2)別表第二省令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2及び第59条の3	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二 27の項 2 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び別表第二に規定される情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各項	事後	
平成30年12月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 西野 英晃、田原支所課長 高橋 隆男	税務課長、田原支所課長	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 1..対象人数	2018/7/31	2019/5/31	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	Ⅱしきい値判断項目 2..取扱者数	2018/8/1	2019/5/31	事後	
令和1年6月24日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	別表第16の項	別表第一 16の項	事後	
令和1年6月24日	Ⅳ .リスク対策	なし	項目の追加	事後	
令和2年7月8日	I 関連情報 1.特定個人情報を取り扱う事 務 ③システムの名称	住基システム、税務情報システム、法人市町村 民税システム、申告受付支援システム、滞納整 理システム、課税資料イメージ管理サービス、 地方税電子申告支援サービス、中間サーバー 及び統合宛名システム	住基システム、税務情報システム、法人市町村 民税システム、申告受付支援システム、滞納整 理システム、課税資料イメージ管理サービス、 地方税電子申告支援サービス、中間サーバー、 統合宛名システム及び地方税共通納税システ ム	事後	
令和2年7月8日	Ⅳ .リスク対策	[]自己点検 [○]内部監査 []外部監 査	[○]自己点検 []内部監査 []外部監 査	事後	
令和2年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1..対象人数	2019/5/31	2020/5/31	事後	
令和2年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 2..取扱者数	2019/5/31	2020/5/31	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1..対象人数	2020/5/31	2021/5/31	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2..取扱者数	2020/5/31	2021/5/31	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	1.情報照会の根拠 番号法第19条第7号及び別表二 27の項 2.情報提供の根拠 (1)番号法第19条第7号及び第二に規定される 情報提供者が市町村長となる地方税関係情報 各項	1.情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表二 27の項 2.情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び第二に規定される 情報提供者が市町村長となる地方税関係情報 各項	事後	番号法改正(令和3年9月1日 施行)に伴う号ズレを修正
	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ①部署	四條畷市役所 総務部税務課 四條畷市役所 田原支所	四條畷市役所 財務部税務課 四條畷市役所 田原支所	事後	
	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問い合わせ 連絡先	四條畷市役所 総務部 税務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1 丁目1番1号 電話:072-877-2121(代表)	四條畷市役所 財務部 税務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1 丁目1番1号 電話:072-877-2121(代表)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	2021/5/31	2022/5/31	事後	
	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	2021/5/31	2022/5/31	事後	
令和4年12月22日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	四條畷市は、地方税法(昭和25年法律第226号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【市税の賦課及び収納に関する事務】 ①納税者からの申告情報等の受理又は調査による課税資料の取得及び収集事務 ②市税の賦課決定、更正、修正 ③課税収納情報の管理・照会事務 ④証明書等の交付事務 (市税とは、個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税をいう。)	四條畷市は、地方税法(昭和25年法律第226号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 【市税の賦課及び収納に関する事務】 ①納税者からの申告情報等の受理又は調査による課税資料の取得及び収集事務 ②市税の賦課決定、更正、修正 ③課税収納情報の管理・照会事務 ④証明書等の交付事務 ⑤市税の還付に関する業務 (市税とは、個人住民税、軽自動車税、固定資産税及び都市計画税をいう。)		
令和5年1月30日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	住基システム、税務情報システム、法人市町村民税システム、申告受付支援システム、滞納整理システム、課税資料イメージ管理サービス、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー、統合宛名システム及び地方税共通納税システム	住基システム、税務情報システム、法人市町村民税システム、申告受付支援システム、滞納整理システム、収納消込システム、課税資料イメージ管理サービス、地方税電子申告支援サービス、中間サーバー、統合宛名システム及び地方税共通納税システム		
令和5年1月30日	I 関連情報 2.特定個人情報ファイル名	個人住民税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、固定資産税・都市計画税情報ファイル、法人市町村民税情報ファイル、収納情報ファイル	個人住民税情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、固定資産税・都市計画税情報ファイル、法人市町村民税情報ファイル、収納情報ファイル、還付金口座登録ファイル		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 16の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項及び別表第一 16の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第16条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律 第9 条		
令和5年1月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 27の項 2 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二に規定 される情報提供者が市町村長となる地方税関 係情報各項	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 27の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のため の預貯金口座の登録等に関する法律 第9 条 2 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二に規定 される情報提供者が市町村長となる地方税関 係情報各項		
令和5年9月29日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	2022/5/31	2023/5/31	事後	
令和5年9月29日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	2022/5/31	2023/5/31	事後	
令和6年7月22日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	2023/5/31	2024/5/31	事後	
令和6年7月22日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	2023/5/31	2024/5/31	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月22日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一 16の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内 閣府・総務省令第5号)第16条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律 第9 条	番号法第9条第1項及び別表24の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律 第9 条	事前	
令和6年7月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二 27の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律 第9 条 2 情報提供の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二に規定 される情報提供者が市町村長となる地方税関 係情報各項	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表48の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施の ための預貯金口座の登録等に関する法律 第9 条 2 情報提供の根拠 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、2 8、37、39、42、48、49、53、57、58、59、 63、65、66、69、73、75、76、81、83、8 4、86、87、88、89、90、91、92、96、98、 106、108、115、124、125、129、130、1 32、137、138、140、141、142、144、14 7、151、152、155、156、158、160、16 1、163、164、165、166、167、168、16 9、170、171、172、173の項	事前	
令和7年10月29日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	2024/5/31	2025/5/31	事前	
令和7年10月29日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	2024/5/31	2025/5/31	事前	

[illegible]